

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第24回全体会議の概要

日 時 平成22年9月25日(土) 午前9時07分～12時33分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、嶋津、野口、橋本、広辺、藤巻、
(敬称略) 吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「改廃等」の中項目「1 検証」について
以下の意見等があった。

(7) 内容について

- 「町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置し」
 - ・施行は1度だけであるので、「この条例の施行後」を削除する。
 - ・委員会では、この条例が普及・定着しているかについても検証することが大事であり、委員会を設置することが目的ではない。

(4) 趣旨について

- 「町民の参加による委員会を」

(5) 考え方について

- 「この条例で策定することを規定した」
 - 「これらの検証を行なうため、町長は町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。」
 - 「4年を超えない期間の内に必要に応じて設置します。」
 - 「期間内に複数回行なわれることも想定されます。」
 - ・町長が行なうことを明確にし、また文言整理する。
- 法制上、検討する。

イ 条例の素案の大項目「改廃等」の中項目「2 改廃」について
以下の意見等があった。

(7) 内容について

- ・町民が改廃できるのか？
 - ・「町民は」の主語で良いのか？
 - ・手続において理念を尊重しなさいということか？
 - 町民が法令の手続に則って(例えば、直接請求)行動することは、自治の理念(主体的に行動)に合致している。(条例は縛りであり、自治の理念に則って行動しているものをあえて規定する必要はない。)
- ・町長、議会・・・条例の改廃に当たり、理念を尊重しなさい(手続上)
 - 町民の意思を尊重することは他の項目でも述べている。

・町民・・・理念を尊重しなさい（行動の動機・意思）

→違う内容が一文に入っているが、ここでは手続のことを規定すべきである。

「町民」についての記述は削除。

(イ) 趣旨について

○「この条例を改廃しようとする場合、町長、議会はこの条例の自治の理念に照らし合わせ、
広く町民の意思を踏まえて行なうよう求める項目です。」

「町民」を削るが、町民の意見を踏まえて改廃を行なうことを明確にする。

(ロ) 考え方について

○「この条例は、町政運営のことだけでなく、町民生活の・・・規定したものです。」の一文を削除する。

○「なお、ここでは、具体的に改廃する場合・・・にしました。」の一文を削除する。

ウ 条例の素案の「前文」について

以下の意見等があった。

○「優れた業績」・・・会社で使用する言葉のイメージがある。

→「地域の特質」

○「地方分権が進む中、白岡町は」・・・状況の言葉を使用しない。

→「白岡町は、地方自治の発展を目指し」

○「新たな公共を担う住民自治の推進」・・・注釈を入れるような言葉を使用しない。

→「広く町民が公共を担う地域社会の構築」

○「地産地消の産業振興」・・・農業だけでなく、工業・商業も盛り込みたい。

→「地域の特性を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展」

なお、前文の確認については、途中までしかできなかったため、次回の全体会議へ持ち越すこととなった。

詳細については、議事録を参照してください。

(2) その他

ア 「前文」の確認の続き及び「名称」の確認は、次回の全体会議に持ち越す。

イ 第26回及び第27回全体会議の日程が変更になった。第26回は、10月23日（土）午前9時からコミュニティセンターの集会室3で行う。第27回は、10月30日（土）午前9時から役場の特別大会議室で行う。

ウ 素案の発表フォーラムを、11月28日（日）の午後、はぴすしらおかで行うため、11月27日（土）のつくる会は、開催しない。

エ 12月には地域説明会を開催したい。地域説明会の報告や原案の報告を行うため、2回程度つくる会を開催したい。

2 次回の日程

10月9日（土）午後1時30分から、庁舎の会議室403で行う。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会

第24回全体会議

1 日 時 平成22年9月25日(土) 午前9時～正午

2 場 所 庁舎 会議室403

3 内 容

作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」の案と「前文」及び条例の「名称」を確認します。また、条例の素案の中間案について、全体のバランスや項目同士の整合性に留意し、職員からの意見等についても確認、議論します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
9:10～11:50 (適宜休憩)	全体会議 (議長:内山会長) (1) 作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」の案と「前文」及び条例の「名称」を確認します。 (2) 条例の素案の中間案について、全体のバランスや項目同士の整合性に留意し、職員からの意見等についても確認、議論を行います。
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

第15回作業部会の記録シート(H22.9.13)

大項目 改廃等 中項目 1 検証

H22..現在

1 内容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものであるかどうかを町民の参加による委員会を設置して、検証しなければなりません。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 町長の義務付けでよいのか。
- ☐ ここでは、この条例に書かれている自治のあり方(または目的)が守られているかを検証することを規定する。
- ☐ 検証する手段を書くのか。
 - ・手順のことが→4年、○年
 - または常設(○○委員会を作るのか) 委員会の名称は別途検討
 - ・検証するための委員会
 - その役割は、自治基本条例の検証か？
- ☐ 検証するための委員会について
 - ・規定しない
 - ・・・中項目「住民参画」の中で、住民参画条例を策定することとなっているので、ここで委員会を設置することを書かないのであれば、条例は守るものなので、守ることを書いても意味がなくなる。
 - ・常設・・・「設置する」とあれば常設 他の常設委員会との兼ね合いに注意
 - ・2年に1回
 - ・4年に数回か1回
 - ・首長の任期に1回

【9/13第15回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「検証」と「改廃」に分ける。

【9/13第15回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による検証委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8 / 26第14回作業部会の案】

この条例の最高規範性や、町民が参加して本条例の素案を作成した経過に照らし、この条例を頻繁に改廃すべきではないと思いますが、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかを検証し、必要に応じてこの条例を改廃する場合があります。また、この条例を普及、定着させ、規定する内容が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。

検証のために設置する組織の目的や役割等を柔軟に運用できるよう、「委員会を設置」と表現し、この委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

町長の任期を考慮して「4年」としました。最初の4年間は、この条例を普及、定着させるために常設とし、その後は定期的に、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが望ましいと考えます。

【9 / 5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

□ ここでは、この条例に書かれている自治のあり方が守られているかを検証することを規定する。

【9 / 13第15回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例で規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、検証委員会を設置し、この検証委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

なお、町長の任期等を考慮して「4年」としました。

このシートを提出してください。

第15回作業部会の記録シート(H22.9.13)

大項目 改廃等 中項目 2 改 廃

H22..現在

1 内 容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例は、白岡町の自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「他の条例、規則」の改廃なのか、「自治基本条例」の改廃なのか？
→ここでは、「自治基本条例」の改廃について規定。
- ☐ 誰が改廃を行うのか。
- ☐ 「最高規範」をどこに盛り込むのか？
 - ・前文
 - ・別の項目を作るのか など
→最高規範性については今後、検討。(この大項目には入れない。)
「改廃」と「検証」に分けた。

【9/13第15回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長、議会及び町民は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 「改廃」と「検証」に分ける。

【9/13第15回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例を改廃しようとする場合、町長、議会及び町民は、この条例の理念に照らし合わせて行うことを明確にした項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8 / 26第14回作業部会の案】

この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。この条例は最高規範として、その理念や内容を尊重することで、他の条例等についても影響を及ぼすことになるので、この条例の最高規範性を実質的に担保している規定です。

【9 / 5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ この項目では、「自治基本条例」の改廃について規定する。
- ☐ 「最高規範」については、今後、検討する。
- ☐ 誰が改廃を行うのか。条例の制定及び改廃の権限についての議会の権限を侵害しない内容を規定する。

【9 / 13第15回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。

この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、それを尊重して改廃を行う必要があります。

なお、ここでは、具体的に改廃する場合の「町長が発議し、議会がそれを議決する」という手続のことではなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を「町長、議会及び町民は」にしました。

参考

（地方自治法から抜粋）

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。

第一百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

このシートを提出してください。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）

第15回（H22.9.13）作業部会

「名称」を最終的に決定するのは、第24回（H22.9.25）のつくる会

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

新たな公共とは

従来、行政が中心となって行うサービスだけが公共サービスと言われていたが、人々の価値観や社会情勢の変化などに伴い、その範囲が急激に広がっている。

近年では、公共の概念を行政範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政の協働により提供されるサービスを含めて、広い範囲で捉えようという考え方がある。これを「新たな公共」と言う。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）の修正対照表

第15回（H22.9.13）作業部会

「名称」を最終的に決定するのは、第24回（H22.9.25）のつくる会

見え消し網掛け

その箇所では削除しているが、エッセンス（キーワード）として残している部分

下線部

追加や言い換えた部分

第22回全体会議配布 案（800字）	修正案(427字)
私たちの白岡町では、先人達により美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、農業を中心とした産業育成・伝統行事や習慣を含め人間関係を育む、まちづくりが展開されてきました。私たちは、先人の優れた業績を継承発展させると共に、時代に則した新たなまちづくりを自らの力で推し進めなければなりません。	私たちの白岡町では、先人達により美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、農業を中心とした産業育成・伝統行事や習慣を含め <u>豊かな人間関係を育む、まちづくりが展開されてきました。私たち町民は、先人のそれらの優れた業績を継承発展させると共に、時代に則した新たなまちづくりを自らの力で推し進めなければなりません。次世代に引き継ぐ必要があります。</u>
そのために、私たちは町民憲章に則り、安全安心で持続可能な循環型社会の創造、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの構築、少子高齢社会への対応、地産地消の産業振興など、そのときどきの課題に「住民協働によるまちづくり」で取り組みます。	<u>地方分権が進む中、白岡町は</u> そのために、私たちは町民憲章に則り、安全安心で持続可能な循環型社会の創造、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの構築、少子高齢社会への対応、地産地消の産業振興など、そのときどきの数々の課題に「住民協働によるまちづくり」 <u>町民と協働して取り組みます。むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。</u>
住民協働によるまちづくりを前進させるためには、協働するための基本となる住民自治の仕組みや住民参画の方式を確立する事が求められています。私たちは自立した町民	<u>私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手で住民協働によるまちづくりを前進させるためには、協働するための基本</u>

として、自らの責任で考え、行動し、互いを認め尊重し、「出会い、ふれあい、助け合い」ながら、自分たちのまちは、自分たちでの手で築いていこうとする町民主体の自治の精神を基本にまちづくりを進めます。

人権を守り、生活を高め、維持するために、自らの地域を自ら治め、管理する営みが自治の始まりであり、自治は人間社会に必然的に備わった協働の具体化として出発しました。自治は住民の協働なしに機能しませんが、協働は住民の参加・参画なしに成立しません。住民の参加・参画は自治の始まりでもあり、到達点でもあります。

そのために、私たちは学習・教育の仕組みを活用し、自らを向上させ、地方自治に参加していく必要があります。そして、私たちは町民の参加・参画を土台とした地域自治を拡大し、白岡町の自立的発展のために、議会や行政と協働するのみならず、あらゆる団体・個人と協働し、ぬくもりのある、平和で暮らしやすい、誰にも優しい思いやりのあるまち、コミュニティ豊かなまち白岡を目指し、ここに「白岡町まちづくり(自治)基本条例」を制定します。

~~となる住民自治の仕組みやを推進していき~~
~~ます。そして、白岡町の町政運営における住~~
~~民町民の参画の方式と協働を自治の原則と~~
~~して定め、町民主体の自治を実現するを確立~~
~~する事が求められています。ため、町民、議~~
~~会、行政がそれぞれの役割と責任を果たして~~
~~いきます。私たちは自立した町民として、自~~
~~らの責任で考え、行動し、互いを認め尊重し、~~
~~「出会い、ふれあい、助け合い」ながら、自~~
~~分たちのまちは、自分たちでの手で築いてい~~
~~こうとする町民主体の自治の精神を基本に~~
~~まちづくりを進めます。~~

~~人権を守り、生活を高め、維持するために、~~
~~自らの地域を自ら治め、管理する営みが自治~~
~~の始まりであり、自治は人間社会に必然的に~~
~~備わった協働の具体化として出発しました。~~
~~自治は住民の協働なしに機能しませんが、協~~
~~働は住民の参加・参画なしに成立しません。~~
~~住民の参加・参画は自治の始まりでもあり、~~
~~到達点でもあります。~~

~~そのためにそこで、私たちは学習・教育の~~
~~仕組みを活用し、自らを向上させ、地方自治~~
~~に参加していく必要があります。そして、私~~
~~たちは町民の参加・参画を土台とした地域自~~
~~治を拡大し、白岡町の自立的発展のために、~~
~~議会や行政と協働するのみならず、あらゆる~~
~~団体・個人と協働し、ぬくもりのある、平和~~
~~で暮らしやすい、誰にも優しい思いやりの~~
~~がありるまち、コミュニティ豊かな暮らしや~~
~~すいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最~~
~~高規範として「白岡町まちづくり(自治)基~~
~~本条例」を制定します。~~

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

平成22年9月13日までの議論を踏まえ、中間案としてまとめました。

前文	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。
----	--

項目		内容(条例の本文)
大	中	
総論	1理念	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。
	2目的	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。
	3(定義)	(他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。) ・町民 ・住民協働 ・まちづくり
町民	1町民(定義)	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。
	2権利	町民は、まちづくりに参画する権利を有します。 町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。 町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。
	3責務	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。 町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。 町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。
住民協働	1定義	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。 この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力してみんなでまちづくりを進めることを言います。
	2住民参画	政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。 町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。 町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。 行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。 町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。
行政	1行政の責務	行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。 行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。 行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。 行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。
	2町長の責務	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。 町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。 町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

項目		内容(条例の本文)
大	中	
行政 続き	3職員の 責務	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。
	4行政運 営	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。 行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。 行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。 行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。 行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。
議会	1議会の 責務	議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。 議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。 議会の会議は原則、公開とします。 議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。
	2議員の 責務	議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。 議員は、説明責任を果たすように努めます。
コミュニティ・地域自治イ	地域活動 と地域自 治組織	町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。 地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。 町は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。
情報共有	公開と提 供・共有 の原則	町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。 地域自治組織は、活動への参加促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。 前2項の情報の公開・提供に当たっては、町と地域自治組織は、保有する個人情報情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。
住民投票	住民投票	町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。 本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。 議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。 町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。
次世代	こども	町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。 町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。
改廃等	1検証	町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。
	2改廃	町長、議会及び町民は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

大項目や中項目につきましては、議論の過程で名称が変更となったり削除されたものがあります。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

前文	白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。 地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共 を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。 私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。 そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。 <i>新たな公共とは 従来、行政が中心となっていたサービスだけが公共サービスと言われていたが、人々の価値観や社会情勢の変化などに伴い、その範囲が急激に広がっている。 近年では、公共の概念を行政範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政の協働により提供されるサービスを含めて、広い範囲で捉えようという考え方がある。これを「新たな公共」と言う。</i>
----	---

項目		趣旨	内容(条例の本文)	考え方
総論	1 理念	本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	わたしたちは、個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。 次世代を担うこともたちに、町をふるさととして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要があり、それには町民の力なくしてはあり得ません。 自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。 住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。
	2 目的	(これから「前文」の議論と併せて議論する。)	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	(これから「前文」の議論と併せて議論する。)
	3 (定義)		(他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。) ・町民 ・住民協働 ・まちづくり	

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
町民	1 町民 (定義)	この条例の中で使用される「町民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。	白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。 ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。 町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。 住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えています。
	2 権利	町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。 権利を保障することで、町民自らが主体的に権利を行使し、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。	「権利」全体について	「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、町民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。
			町民は、まちづくりに参画する権利を有します。	まちづくりに関して、基本となる参画する権利を町民が有することを明記するものです。企画、実施、評価の段階に参画することが考えられます。 これについては、町民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出してかかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「町民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。
			町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。	まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。
			町民は、まちづくりの主体として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。	町民が主体となりまちづくりに関わり、自らも成長するために、積極的に学習するための機会を得る権利があることを規定しています。これは、町民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶことで町民も協働のパートナーとして成長していくことを宣言的な意味で規定したものです。
	3 責務	ここでは、町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。 町民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、町民自らが改めてその意味を考えることは町民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。	まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。
			町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。	自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。 基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じてしまうものではありません。
			町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
住民協働	1 定義	この条例における、「まちづくり」及び「住民協働」という用語の定義を定めたものです。	この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。	「まちづくり」の定義は、都市計画のような街をつくることだけに限定する場合がありますが、ここでは広く捉え、ソフト事業なども含めるため「誰もが誇れる白岡町を作り出す活動」としました。
			この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力してみんなでまちづくりを進めることを言います。	協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始める必要があります。 地方自治の本来の姿である「町民主体の町政」の実現に向け、町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係のもとでみんな一緒に協働してまちづくりを積極的に進めることが大切です。町民・議会・行政にはそれぞれの役割があるので、互いの役割を尊重しつつ、連携、協力しながらまちづくりを行うことを定めたものです。
	2 住民参画	住民が協働のまちづくりにかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	「住民参画」全体について	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはなりません。(学習する権利とかかわる) ここでは、委員会などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。
			政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。	については、この条例における協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことですが、協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していくことが不可欠と考えます。 町が政策決定等を行うに当たっては、住民参画の下、町民と町が互いに理解と信頼を深めつつ、共通の目的を実現するために協働することを原則とするものです。
			町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。	については、地方自治の原則である住民自治を実現するためには町民の意向を最大限に尊重し、行政運営を行う必要があります。そのため、町民の意見や提案の把握に努めるとともに、町民から提出された提案を尊重することの重要性を定めたものです。 なお、積極的に町民の意向や提案を受けて町政に反映させるため、常時、町民の提案を受け付け、実現可能な提案は協働の理念に基づき、尊重して速やかに実行するような制度の創設が必要であると考えます。
			町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。	の1つに、「パブリックコメント」があります。これは、まちの重要な政策や計画の策定の一連の過程を通じて町と町民との間で情報が共有化され、町民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。
			行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	では、大項目「町民」の中項目「権利」の内容、「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」に関して、そうした権利を保障し、住民参画の仕組みを定めるため(仮)住民参画条例を別に定めることを規定したものです。そうした住民参画のしくみの1つとして「政策の立案、実施、評価等の各段階」に幅広い町民の参画に努め、PDCAサイクルの推進とともに、町民の意思を町政に反映させることを提案したものです。評価等を行う一つの手法として「事業仕分け」も有効と考えられます。 また、町民が政策の立案、実施、評価等の各段階に参画するというのは、具体的には、町の附属機関等の各種委員への町民の参画等のことです。 ここで言う附属機関等とは、地方自治法第202条の3第1項で規定されている、法律若しくは政令又は条例の定めるところにより置かれ、調停、審査、審議または調査等を行う機関の他、町長等が任意で設置する審議会等も含んでいます。 附属機関等の委員の選任に当たっては、それぞれの設置目的等に照らし、原則として公募を取り入れ、また、町で定めている「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、委員の選任を行う必要があります。政策形成過程における住民参画の有効な手段ですので、町には、より多くの町民の参画を可能にする取組として幅広い人材を募ることを期待し、町民に対しては、まちづくりに積極的に参画することで、成長しようという想いがあります。
			町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。	については、この条例では、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の下に連携してみんなでまちづくりをすすめることを住民協働としています。 これからのまちづくりは、従来のように議会と町が進めるだけでなく、町民・議会・行政が互いにまちづくりの主体として、協働で公共サービスを担っていくという考え方があります。そうした、新たな公共の分野を開拓していくためには、町側からの提案ばかりでなく、町民側から提案で協働で求められた場合にも、この条例の理念に従い、町が誠実に対応することを求めるものです。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
行政	1 行政の責務	この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です	行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、町民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、町民と行政が協働し、町が町民に向き合うことが大事です。町民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。
			行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	行政は、町民の願いや要求に常に気を配り、的確に町民ニーズに応える事が必要です。町民目線の行政運営は町民の実体をつかむ事なしに生れないからです。町民ニーズを的確に把握することにより、町民が求めている行政サービスが受けられるため、町民の満足度も上がり、住民福祉も増進されと考えます。
			行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。	行政は情報を公開し、町民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち町民にわかりやすいかたちで公表し、町民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。
			行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。	で公開された情報に基づき、町民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、町民が参加する仕組みができれば、行政は町民の信託に応えることができると考えます。
	2 町長の責務	この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。 町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営の基本方針を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。	町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たることが必要です。私たち町民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、町民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。
			町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。	町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は町民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、町民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができていないか)報告することも当然、必要だと考えます。 町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて町民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、町民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。
			町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。	町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを町民は期待します。 ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて町民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しています。
	3 職員の責務	職員は、町政運営を日常的に執行する立場と町民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。	職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。	職員も、この条例では、「町民」です。職員は全体の奉仕者として、私たち町民の信頼にこたえ、町民の願いや要求を実現することを期待しています。職員も一町民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。また、町民は職員に対して、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行することも期待しています。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
行政	4 行政運営	行政運営のあるべき姿について明確にする項目です。白岡町が自立して地方自治を推進し、この条例の理念を実現するため、財政運営も含めた行政運営のあり方について明確にしています。	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。	行政は「町民のための組織」であり、町民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「町民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。(組織の透明性)
			行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理)
			行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。	白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や都道府県及び他の市区町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携)
			行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。	「白岡町行政手続条例」が制定されておりますが、町民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、町民との重要な信頼関係のしくみができていると考えているため、ここではあえて明記しています。(公正な行政手続)
			行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。	限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させる必要があります。自治体経営の観点からも、短期の年度だけでなく、中長期も見据えながら、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。 また、町民に財政状況を明らかにすることにより、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
議会	1 議会の責務	この条例の理念を実現する上で、議会が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	「議会の責務」全体について	議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。
			議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。	議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。また、議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。 議会は、町民の意思を踏まえて合議し、決定する町民の代表機関です。議会は、行政の重要事項を決定する議決機関でもあります。この、町民の意思を反映したまちづくりを行うことが一番重要な議会の役割と捉え、「町の意思決定機関」と表現しました。
			議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。	議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしています。
			議会の会議は原則、公開とします。	議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。
			議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。	町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じることが大切です。そのためには、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。 町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいと思っています。このため、町民に分かりやすく説明することは大前提であり、ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。
	2 議員の責務	この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。	議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務「議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。
			議員は、説明責任を果たすように努めます。	議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、で言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
地域自治・コミュニティ	地域活動と地域自治組織	地域自治とコミュニティの原点である地域活動、及び地域自治組織を明確にした項目です。	「地域活動と地域自治組織」全体について	「行政区」とは、町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るために、「白岡町行政区設置規則」で設置した、町の地域を画した区域(エリア)のことであり、政令市での「区」とは区別しています。
			町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。	地域活動には、地域での趣味の集まりや親睦団体による活動、またボランティア活動や、町が設置した行政区から発展した自治活動など、幅広い活動を含み、それぞれの活動を通じてコミュニティが確立されています。 町民が自己実現を目指して行うさまざまな地域活動を通じ、地域の課題が見えてくるので、その自己実現の活動をさらに発展させ、今度は地域自治の担い手として、地域の人々と協力してコミュニティを確立しながら、地域課題の解決を図っていくことが求められています。 そうすることで、自治を体現できる人材が育成され、ひいては行政運営の場でも活動することが期待されます。そのために、町民は自らが学習し、向上、成長していく必要があります。
			地域自治組織とは、地域単位で活動している組織及びNPOなど町内で自治的な活動をしている組織を言います。	地域自治の基本的な考え方は、「町民が自発的・主体的に地域づくりに関わる」ことであり、既に多くの活動が行われています。地域自治組織とは、町が設置した行政区から発展してきた自治活動や自治会及びNPOなどを行っている組織のことで、掲げた地域活動を行っている団体のうち、自治的な活動を行っている組織を言います。
			町は、協働のパートナーとして地域自治組織の役割を重視し、その活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。	「自治体の自治」と「地域自治」は、自治を実現するための両輪であり、相互に向上することも可能となるため、町は、これらの地域自治組織を協働の重要なパートナーと考えています。町は、行政区の自治活動などの自主性を尊重しつつ、地域自治組織として育成、発展させるため、支援を高める必要があります。また、地域の代表・リーダーでもある行政区長も、自治のパワーを向上させるため、地域住民と力を合わせ、積極的に自治活動を進める必要があります。
情報公開・情報共有	公開と提供・共有の原則	町(行政・議会)や地域自治組織が保有している情報の公開と提供・共有の原則について明確にする項目です。	「公開と提供・共有の原則」全体について	「情報の公開」については、すでに行っています。「情報の提供・共有」は、積極的に情報を発信し、共有することでまちづくりにつなげようという意味で使用しています。 町も地域自治組織も、現に情報を提供していると思いますが、一方通行の情報提供だけでなく、さらに町と町民や町民同士、また地域自治組織同士という双方向の情報提供ができれば、これをきっかけにして、コミュニティが活性化し、広がると考えます。そこで、町は、広報しらおかやホームページをさらに充実させ、発せられた情報を双方向で議論できるようしくみを検討する必要があります。
			町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。	町は、白岡町情報公開条例に基づき情報を公開しておりますが、「町民の権利」の中項目にある知る権利を保障するためにも、町民が知りたい情報について、広報紙その他で積極的に提供していく必要があります。 まちづくりには、町民・議会・行政の三者が協働することが不可欠ですので、町はまちづくりに関する情報を提供し、町民と共有することで、町政運営に関心を持ってもらう必要があります。町政に関心が向けば、具体的なまちづくりの活動、行動につながっていくと考えるからです。
			地域自治組織は、活動への参加促進と組織運営の透明性を確保するため、活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。	地域で行う自治活動、自治会、NPO等の活動の中で、共有する情報を整理して、町民同士が情報を共有することが、地域の自治を進める上で重要です。また、情報を共有することで組織運営の透明性も図れます。知りたい情報は、町にだけあるのではなく、地域にもあるので、それを積極的に発信し、その情報を町民も共有していこうという想いがあります。 なお、ここで提供し、共有していこうとしている情報は、地域自治組織の活動状況などです。提供する情報は各組織の裁量によって個別に判断するものです。
			前2項の情報の公開・提供に当たっては、町と地域自治組織は、保有する個人情報と適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。	町も地域自治組織も、個人の権利や利益を保護する観点から、情報の公開や提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律や白岡町個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いに十分注意し、保護するものとします。 個人情報の保護については、大項目「行政」や「議会」等の中項目に個別に書くのではなく、ここに集約しました。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
住民投票	住民投票	住民投票ができる場合の発議要件等について明確にしている項目です。	「住民投票」全体について	住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。 住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることは、住民自治の実現のため、重要な事です。また、住民自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。 ～ 町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件が整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重大な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができます。
			町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。	町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことですので、あえて明記しています。
			本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。	この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、投票できる人を特定することが難しいため、ここでは「白岡町に住所を有する住民」に限定しています。 住民投票を適正に執行するために、一定要件を課すものとして、地方自治法では、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、住民投票も同じ程度の重要性を持つと考え、これに準じて「3分の1以上」としました。 年齢要件については、未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことは重要ですし、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますので、十分な判断力があると考え、住民投票ができることとしました。
			議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。	議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決(過半数以上)して発議することは、重要な課題であると言えます。
			町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。	議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。
			町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については住民のみならず町民全体で尊重しなければなりません。
			住民投票について必要な事項は、別に条例で定めま	この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。
次世代	こども	町民の中でも特に次代を担う世代であるこども(次世代)が健やかに成長し、また、まちづくりに参加することについて明確にする項目です。	「こども」全体について	築き上げた社会を継承するとともに、新しい時代を作り上げ、白岡町が将来に亘って発展していくためには、次代の白岡町を担うこどもにもまちづくりに関わってもらうことが重要です。こどもは白岡町の将来の宝であるだけでなく、こどもの健やかな成長が、現在の白岡町を支える大人たちの励みにもなりますので、この条例では、町民の中でも特にこどもに焦点を当て、こどもを町と地域(町民)で育成する観点から、独立した項としました。なお、この条例では、「こども」とは概ね18歳くらいまでを考えています。
			町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。	こどもは家庭だけでなく、地域の中でも成長しています。こどもが自ら学び、経験を重ね、個性や能力を発揮して成長できるような地域は、こどもの人間形成に大きな役割を果たします。このため、家庭での子育てだけでなく、学校・地域・サークルなどでも体験を重視した活動ができるなど、町民と町も子育てに関わり、こどもの成長を支援するような地域づくりに努めます。
			町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。	こどものうちから地域でのさまざまな活動を通じてまちづくりに参加していくことで、町政などにも興味を持ち、ひいては将来の白岡町を担う人材として成長すると考えるため、町民と町は、こどもがまちづくりに参加することを促進します。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案(中間案)

第15回つくる会作業部会(H22.9.13)現在

大	中	趣旨	内容(条例の本文)	考え方
改 廃	1 検 証	この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による検証委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。	町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。	この条例で規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。これらの検証を行うため、検証委員会を設置し、この検証委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。なお、町長の任期等を考慮して「4年」としました。
	2 改 廃	この条例を改廃しようとする場合、町長、議会及び町民は、この条例の理念に照らし合わせて行うことを明確にした項目です。	町長、議会及び町民は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。	この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、それを尊重して改廃を行う必要があります。なお、ここでは、具体的に改廃する場合の「町長が発議し、議会がそれを議決する」という手続のことではなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を「町長、議会及び町民は」にしました。

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)」の素案作成に当たっての、白岡町行政区長会から事前にいただいた意見等への対応

番号	該当大項目等	意見等(要旨)	左記の理由	対応(条例の素案での該当項目等)
1	前文	条文の前文に「夢が広がるまち」や「夢が語れるまち」などの将来に向けた展望を入れた条例	白岡らしい自治基本条例とするため	・「前文」で、次代に引き継ぐために、目指し、実現するものとして将来の展望を表現
2	条例全般	町の特色を活かした独自性のある条例	白岡らしい自治基本条例とするため	・大項目「町民」の中項目「町民の権利」で「学習する機会を得る権利」 ・大項目「住民協働」を項立てした。 ・次代を担う世代として大項目「次世代」を項立てした。
3		広く住民の声を聞き、住民の意見を取り入れた条例	条例を住民に信任性があるものにするため	・今後とも広く住民の意見を聴いていく。 ・大項目「住民協働」の中項目「住民参画」 ・大項目「行政」の中項目「行政の責務」 ・大項目「議会」の中項目「議会の責務」
4		条例の意義、必要性、作成過程を明らかにした条例	条例を住民に信任性があるものにするため	・「前文」 ・大項目「総論」
5		まちづくりの基本姿勢を示す条例	まちづくりの基本となるため	・「前文」の「町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たし」 ・大項目「住民協働」の中項目「定義」 ・大項目「情報公開・情報共有」等
6		町民、議会、行政が一体となり、共有できる条例	町の基本的条例であるため	・「前文」 ・大項目「住民協働」の中項目「定義」 ・大項目「情報公開・情報共有」等
7	町民	自治活動やコミュニティ活動の理念や活動方法を相互に学習・啓蒙し自治力を高めるとともに、次世代にその活動が引継がれるよう努めることが必要ではないか。(そして、町(行政・議会)は、それを積極的にサポートしていく必要があるのではないか。)	これからのまちづくりにおける自治活動やコミュニティ活動の重要性を表明するため住民自治を実現するためには、持続的な地域自治活動を実践する力が必要となるため。	・「前文」の「私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら」 ・大項目「町民」の中項目「町民の責務」 ・大項目「議会」の中項目「議会の責務」 ・大項目「地域自治・コミュニティ」 ・大項目「次世代」
8		町政などへの関心をより深めるとともに、町・行政区の活動、コミュニティ活動への参加に努めることが必要ではないか。	協働によるまちづくりには、住民の町政への積極的参加が前提となるため。	・大項目「町民」の中項目「町民の責務」 ・大項目「住民協働」 ・大項目「地域自治・コミュニティ」
9	住民協働	多くの住民の参加、参画を促す場づくり、仕組みづくり	協働によるまちづくりを制度的に担保するため	・大項目「住民協働」の中項目「住民参画」
10		住民協働を推進する制度づくり	協働によるまちづくりを制度的に担保するため	・大項目「住民協働」の中項目「住民参画」
11	行政	地域住民のまちづくりへの意見を聴取する仕組みづくり	住民参加・参画の前提となるため	・大項目「住民協働」の中項目「住民参画」 ・大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「行政運営」
12		縦割り行政の改善の明記	効率的な行政運営を実現するため	・大項目「行政」の中項目「行政運営」
13		オンブズマン制度の導入	公正、公平な行政運営を確保するため	・透明で、公正、公平な行政運営を行うことを、大項目「行政」に盛り込んだ。
14		職員の意識改革を更に進める	行政サービスの向上、効率的行政運営を実現するため	・大項目「行政」の中項目「職員の責務」
15	議会	議員の議会活動の情報提供(説明・報告)	住民により身近な議会となってもらうため	・大項目「議会」の中項目「議会の責務」
16	地域自治・コミュニティ	地域自治・コミュニティ活動の活性化を図り、地域自治を推進	地域自治を推進する必要があるため	・大項目「地域自治・コミュニティ」
17		行政区長会の役割の明確化と自主的な活動の活性化を図り、地域自治を推進	地域自治を推進し、自立した住民自治(地域活動)を実現するため	・大項目「地域自治・コミュニティ」
18		ボランティア活動の促進	住民による地域の活性化を進めるため	・大項目「地域自治・コミュニティ」
19		町からの行政情報等の公開・提供	まちづくりへの参加・参画を協働によるまちづくりの前提となるため	・大項目「行政」の中項目「行政の責務」 ・大項目「情報公開・情報共有」
20	まちづくり 現在、この大項目は削除	「産業の活性化」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「地産地消の産業振興」の課題に取り組む。
21		「安心安全のまちづくり」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「安全安心で持続可能な循環型社会」、「暮らしやすいまち」 ・大項目「行政」の中項目「行政運営」
22		「高齢者、障害者、子どもたち、社会的弱者に優しいまちづくり」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡」
23		「災害に強いまちづくり」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「安全安心で持続可能な循環型社会」、「暮らしやすいまち」 ・大項目「行政」の中項目「行政運営」
24		「自然、環境重視のまちづくり」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「美しい自然環境」を「次世代に引き継ぐ」
25		「自立したまちづくり」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「町民主体の自治を自治を実現 ・全体
26		「文化的なまちづくり」の視点でまちづくりを進めてほしい。	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	・「前文」の「数々の歴史・文化」を「次世代に引き継ぐ」